

# 経営改善計画策定支援事業に係る計画策定費用一部補助のご案内

和歌山県信用保証協会(以下、協会)では、国が実施する「認定経営革新等支援機関による経営改善計画 策定支援事業」(以下、国の支援事業)を利用された事業者に、計画策定費用の一部補助を行っています。

# 対象事業者

協会の保証利用があり、和歌山県中小企業活性化協議会(以下、活性化協議会)に国の支援事業の利用申請を行った事業者。

# 補助の範囲 ※冷和8年4月より拡充いたしました

- ・経営改善計画策定に要する費用の6分の1(上限20万円) ※伴走支援(モニタリング)に関する費用は補助対象外
- ・国の支援事業を複数回利用した場合、当補助についても複数回利用可能 ※協会補助額の上限は過去利用分と合算 〈補助額の例(単位:万円)〉

計画策定費用	国の補助額 計画策定費用の2/3(上限200万円)	協会の補助額 計画策定費用の1/6(上限20万円)	お客様負担額 (国・協会の補助後)
300	200	20	80
180	120	20	40
90	60	15	15
60	40	10	10

## 利用申請手続き

活性化協議会に「経営改善策定支援事業利用申請書」を提出後、原則、補助金が交付されるまでの間に以下の書類を協会に提出して下さい。受付後、利用が適当と認められる場合は「補助事業利用承諾通知書」を発行します。

- 補助事業利用申請書(認定経営革新等支援機関と連名とする・所定書式あり)
- ② 経営改善計画策定支援事業利用申請書(写)
- ③ 申請者の概要(写)

- 4 業務別見積明細書(写)
- ⑤ 認定経営革新等支援機関ごとの見積書および単価表(写)
- ⑥ 計画策定支援に係る工程表(ガントチャート)(写)
- ⑦ 主要金融機関の確認書面(写)

## 交付申請手続き

活性化協議会から認定経営革新等支援機関への補助金交付決定後、以下の書類を協会に提出して下さい。

- ① 補助金交付申請書【所定様式あり】
- ② 経営改善計画策定支援事業費用支払申請書(写)
- ③ 経営改善計画書(写)

- ④ 申請者による費用負担額(1/3)の支払いを示す\*証憑類(写) (\*振込受付書、払込取扱票等)
- ⑤ 活性化協議会の計画策定費用支払通知書(写)

## 交付決定

補助金交付申請書受付後、交付が適当と認められる場合は「補助金交付決定通知書」を発行し、交付申請書記載の申請者名義の口座に決定した補助金を振込みます。

# 補助の取消

以下に該当する場合は、補助決定後に補助の取消を行うことがあります。

- □ 虚偽の申請または不正行為と判断される申請・行為により国の支援事業による補助金を受けたとき
- ② 申請者が経営破綻する等、協会が補助金交付決定の取消が相当であると判断したとき

# 利用申請から補助支払いまでの流れ

## 事業者

## 和歌山県信用保証協会

経営改善計画策定の検討

## 認定経営革新等支援機関(専門家)の選定

顧問税理士もしくは金融機関とご相談ください。必要であれば協会より専門家を紹介させていただきます。

活性化協議会へ利用申請提出

## 補助事業利用申請書の提出

左記「利用申請手続き」を参考に必要書類を提出して 下さい。

## 補助事業利用申請書の受理補

#### 助事業利用承諾通知書発送

補助事業の利用が適当と認められる場合、「補助事業利用承諾通知書」を送付します。

## 経営改善計画書策定

各債権者へ策定した計画書を提出して下さい。

## 経営改善計画書の受理

## 債権者への説明/金融支援の調整

計画内容の説明や各金融機関との調整が必要な場合は、協会が事務局となり経営サポート会議を開催します。

#### 合意形成

全債権者の合意成立後、活性化協議会へ「経営改善計画策定支援事業費用支払申請書」を提出して下さい。

#### 経営改善計画の同意書発行

事業計画、金融支援内容に同意する場合、「経営改善計画同意書」を発行します。

## 国の費用補助決定

## 金融機関へ融資・条件変更申込

計画に基づいた融資または条件変更を申し込んで下さい。

## 協会へ補助金申請

左記「交付申請手続き」を参考に必要書類を提出して 下さい。

## 保証申込受付(保証書発行)

計画通りの金融支援の申込であることを確認後、金融機関に対し「信用(変更)保証書」を発行します。

## 補助金交付申請書の受理

#### 補助金交付決定通知発送

補助金の交付が適当と認められる場合、「交付決定通知書」を送付します。

#### 補助金の交付

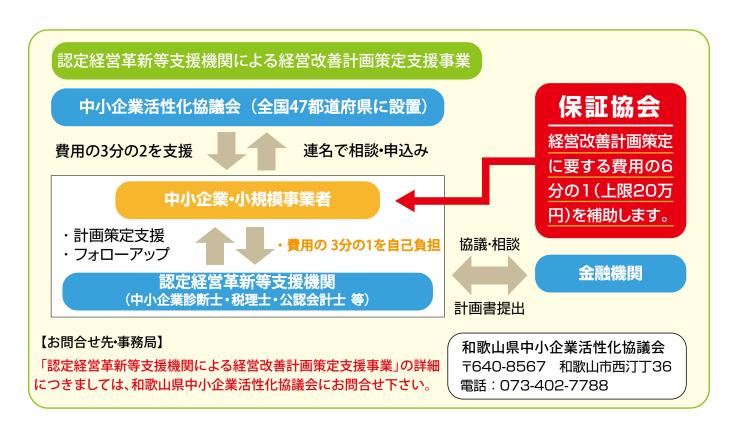
左記「交付決定」の通り、申請者名義の口座に補助金を 振り込みます。

## 伴走支援(モニタリング)の実施

認定経営革新等支援機関による伴走支援(モニタリング)を基に、金融機関へ計画の実行状況を定期的に報告して下さい。

伴走支援(モニタリング)状況報告の受理

# 和歌山県信用保証協会



## 【お問合せ先】和歌山県信用保証協会

■本 所 経営支援課 〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地 TEL. 073-433-9704 ■ 田辺支所 業務課 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号 TEL. 0739-22-4666